

第 7 号様式の 2（第 9 条の 3）

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

事業系一般廃棄物の受入れに関する指導書

事業系一般廃棄物の市の処理施設への搬入について、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 18 条第 3 項の受入基準を満たしていないため、同条例第 18 条の 2 の規定により次のとおり改善その他必要な措置を講ずるよう指導します。

必要な措置の内容